

## 政令番号32 アントラセン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	5.0E-1			0.5				0.5
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	3.2E+1			32.3				32.3
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	3.4E+0			3.4				3.4
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	1.0E+3			1,000.0		9.1E+2	910.0	1,910.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県						2.8E+2	280.0	280.0
24	三重県						2.2E+3	2,200.0	2,200.0
25	滋賀県	1.5E+1			15.0				15.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.6E+1			15.9				15.9
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1		3.4E+1	34.0	34.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県						2.5E+1	25.0	25.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	7.2E+2			720.8				720.8
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県	4.0E-1			0.4				0.4
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.8E+3			1,788.4		3.4E+3	3,449.0	5,237.4

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。